

○令和5年度第2回福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業支援金Q & A 【障がい児者施設等】

第1版（令和6年2月5日）

「要綱」・・・令和5年度第2回福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（障がい児者施設等）支援金交付要綱

区分	No.	問	回 答	参考																								
1 支援金について																												
	①	事業の概要は。	原油価格や物価の高騰による障がい児者施設等への影響を緩和し、安定したサービスの提供を支援するため、施設等の種別に応じた定額での支援金を給付します。	・要綱第1条																								
	②	令和5年度に本支援金を申請しているが、2回目となる今回も申請は可能か。	令和5年9月20日から11月30日まで申請を受け付け既に交付済みの支援金（第1回分）を受け取っている場合でも、今回申請する事ができます。																									
	③	第1回分と第2回分の支援金の給付額は同じか。	光熱費及び車両燃料費の支援金額は第1回分と同額の単価となります。 また、新たに食材料費の高騰分として食事を提供している施設・事業所（訪問系事業所は除く）に対し支援金を給付します。																									
	④	第2回支援金の給付額は。	第2回支援金についても、令和5年度における光熱費や車両燃料費、食材料費に対して給付するものとし、障がい児者施設等の区分ごとに定める支援金額の合計額とします。 なお、食材料費については、事業者負担（障がい児者施設等の負担）がある場合に給付します。 ○支援金額 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>入所系事業所</td> <td>：基礎額</td> <td>40,000円（定額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加算額</td> <td>10,000円×入所定員数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食材料費</td> <td>4,000円×入所定員数</td> </tr> <tr> <td>通所系事業所</td> <td>：基礎額</td> <td>40,000円（定額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両燃料費</td> <td>20,000円（定額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食材料費</td> <td>30,000円（定額）</td> </tr> <tr> <td>訪問系事業所</td> <td>：基礎額</td> <td>40,000円（定額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両燃料費</td> <td>20,000円（定額）</td> </tr> </table> ※入所（宿泊）定員数は令和5年10月1日時点における県又は市町村に届出等を行っている定員であること。	入所系事業所	：基礎額	40,000円（定額）		加算額	10,000円×入所定員数		食材料費	4,000円×入所定員数	通所系事業所	：基礎額	40,000円（定額）		車両燃料費	20,000円（定額）		食材料費	30,000円（定額）	訪問系事業所	：基礎額	40,000円（定額）		車両燃料費	20,000円（定額）	・要綱第3条 ・要綱別表第2
入所系事業所	：基礎額	40,000円（定額）																										
	加算額	10,000円×入所定員数																										
	食材料費	4,000円×入所定員数																										
通所系事業所	：基礎額	40,000円（定額）																										
	車両燃料費	20,000円（定額）																										
	食材料費	30,000円（定額）																										
訪問系事業所	：基礎額	40,000円（定額）																										
	車両燃料費	20,000円（定額）																										
	⑤	第2回支援金の算定方法は。	【第2回支援金額算定例】 ○障害者入所施設（定員50名）、生活介護 併設 ※食材料費の事業者負担あり 基礎額40,000円+加算額（50名×10,000円）+食材料費（50名×4,000円）=740,000円 基礎額40,000円+車両燃料費20,000円+食材料費30,000円=90,000円 ○グループホーム（定員9名）※食材料費の事業者負担あり 基礎額40,000円+加算額（9名×10,000円）+食材料費（9名×4,000円）=166,000円 ○放課後等デイサービス事業所 ※食材料費の事業者負担なし 基礎額40,000円+車両燃料費20,000円=60,000円 ○居宅介護事業所 基礎額40,000円+車両燃料費20,000円=60,000円	・要綱第3条 ・要綱別表第2																								
	⑥	食材料費について、事業者負担がない場合でも申請は可能か。	食材料費は、食事を提供し、その食材料費（給食委託費を含む）を事業者側が負担している場合に申請できます。食事を提供している場合でも、入所者（利用者）が事業者以外の業者へ直接食事代を支払っている場合等、事業者側の負担がない場合は申請できません。 申請書（様式第1号）の別紙「支援金交付対象となる施設・事業所」の様式上に「食材料費事業者負担の有無」の項目がありますので、ドロップダウンリストから事業者負担の有無について、該当するどちらかを選択してください。	・様式第1号別紙																								

区分	No.	問	回 答	参考
	⑦	市町村が実施する物価高騰対策支援は、支援内容が重複する他の補助金等に該当するか。	他の地方公共団体から同趣旨の支援金等を受けたとしても、原則として、県の支援事業と市町村の支援事業は併給することができます。ただし、当該市町村が県との重複交付を認めているかどうか、市町村の交付要件等をご確認ください。	・要綱第6条(2)
	⑧	県の他の物価高騰対策支援金等との併給はできるのか。	県の他の物価高騰対策支援金等と支援内容が重複する場合の併給はできません。	・要綱第6条(2)
	⑨	令和4年度分における物価高騰対策事業補助金との違いは。	令和4年度分(4月～9月分、10月～12月分)の補助金については実績に基づく精算方式で実施しましたが、申請事務が繁雑であるなどの施設等からの要望を踏まえ、速やかな給付に対応できるよう、令和5年度における物価高騰対策事業につきましては、定額方式による支援金を給付することといたしました。 また、令和4年度分の光熱費については実績に基づく補助であったため、光熱費を実際に負担している施設・事業所のみからの申請としていましたが、令和5年度における支援金については、このQ&Aの「2対象要件①」に該当している施設・事業所は支援金を申請することができます。 ※支援金の対象とならない施設・事業所もあるため、Q&A「2対象要件」で確認願います。	
2 対象要件				
	①	第2回支援金の対象となる障がい児者施設等とは、どのような施設等をいうのか。	福島県内(中核市含む)に所在地があり、基準日(令和5年10月1日)現在において運営している次の障害福祉サービス等を提供する施設・事業所となります。 ○入所系事業所 障害者入所施設、障害児入所施設、療養介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所 ○通所系事業所 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、児童発達支援 ○訪問系事業所 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	・要綱第2条 ・要綱別表第1・第2
	②	休止中の事業所は対象となるのか。	基準日(令和5年10月1日)現在で休止している施設・事業所は対象となりません。また、支援金申請日時点で廃止・休止している施設・事業所についても対象となりません。	・要綱別表第2
	③	市町村が運営している高齢者施設等は対象となるのか。	国、独立行政法人、都道府県、市町村が運営している障がい児者施設等は対象となりません。	・要綱別表第2
	④	公設民営の施設は対象となるのか。	利用料金制(いわゆる独立採算。事業収入は指定管理者の収入となる。事業費用は、その事業収入及び指定管理料を充てる等)を採用している指定管理者については、原則として、支援金を申請することができます。この場合、その内容を確認できる「指定管理に関する協定書の写し」を添付してください。(協定内容が御不明な場合は、設置者へ御確認ください。) なお、光熱費等について設置者から別途物価高騰に伴う負担増の補填を受けているなど、指定管理者が物価高騰等の影響を受けていない場合は申請できません。申請に当たっては、指定管理の委託料等に物価高騰に対する補填が含まれていないか、設置者に御確認いただいた上で申請してください。	
	⑤	「入所系」と「通所系」の両方のサービスを実施しているが、それぞれ対象となるのか。	「入所系」と「通所系」を両方実施している事業所は、両方のサービスで申請することができます。また、入所系と通所系の外にも指定を受けているサービス毎に申請することができます。	

区分	No.	問	回 答	参考
	⑥	地域活動支援センターは補助対象となるのか。	対象となりません。	・要綱別表第1
	⑦	短期入所の空床型の場合は、本体施設とは別に申請できるのか。	申請できません。	
	⑧	日中一時支援は補助対象となるのか。	対象となりません。	・要綱第2条 ・要綱別表第1
	⑨	障がい児者施設等を運営する法人の法人格に制限はあるか。	運営法人の法人格に制限は設けておりません。いずれの法人格であっても申請可能です。	
	⑩	同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービスを一体的に行っている場合はどうなるのか。	介護保険事業所の訪問介護と障がい福祉サービス事業所の居宅介護等を同一事業所で提供している場合等、障がい児者施設と高齢者施設を一体的に運営している場合は、重複申請できません。主として使用するサービスの分野（高齢者又は障がい者）で申請してください。	・要綱別表第2
	⑪	運営法人は県内に所在するが、県外に所在する障がい児者施設等についても対象となるのか。	福島県内に所在する障がい児者施設等を支援金の対象としていますので、県外に所在する障がい児者施設等は対象となりません。 なお、運営法人が県外に所在していても、障がい児者施設等が県内に所在していれば対象となります。	・要綱別表第1
3 申請方法等				
	①	申請書及び添付書類の提出はどのようにするのか。	申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とし、福島県障がい福祉課ホームページに掲載している提出先に郵送での提出となります。	
	②	申請は、運営法人単位で行うのか、支援金の対象となる各障がい者施設等が行うのか。また、複数の障がい者施設等がある場合、それぞれ分けて申請できるか。	申請は支援金対象の障がい者施設等を運営する法人単位での申請となります。また、支援金対象の障がい者施設等が複数ある場合、運営する法人がまとめて申請してください。	・要綱第4条
	③	「障がい児者施設等」のほかに「高齢者施設等」を運営している場合の申請方法は。	同一法人において「障がい児者施設等」と「高齢者施設等」を運営している場合は、別申請となりますので、高齢者施設等分は除外してください。	
	④	いつまでに申請すればよいか。	申請期限は令和6年3月29日（金）まで（期限厳守）となります。	・要綱第4条
4 申請書類				
	①	申請書の様式はどのようにして入手するのか。	申請書の様式は次のとおりです。福島県障がい福祉課のホームページからダウンロードしてください。 ・様式第1号 「令和5年度第2回福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（障がい者施設等）支援金交付申請書兼実績報告書」 ・様式第1号別紙「支援金交付対象となる施設・事業所」 URL： http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/bukkakoutou-uketuke.html	
	②	申請書の作成方法はどのようにしたらよいか。	支援金申請書作成マニュアルについて、上記福島県障がい福祉課のホームページに掲載しています。	

区分	No.	問	回 答	参考
	③	申請書に法人代表者の押印は必要か。	申請書への押印は、「本件責任者の職・氏名」「本件担当者の職・氏名」とその「連絡先」に記入することで押印を省略することができます。	
	④	申請書の添付書類は何か必要か。	<p>【全法人共通】 様式第1号別紙「支援金交付対象となる施設・事業所」及び「振込口座の通帳の写し」を添付してください。 ※通帳の写しは、通帳の表紙を開いた1・2ページ目のカタカナで記載されているページの写しを添付してください。</p> <p>【該当する法人のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が申請する場合は「指定管理に関する協定書の写し」・・・Q&A「2対象要件④」参照 ・申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は「委任状」・・・Q&A「5交付決定等①」参照 	・様式第1号
	⑤	第1回の支援金申請の際に通帳の写しを提出している場合は、第2回の申請では提出しなくてよいか。	第2回支援金申請書の添付書類として通帳の写しは必須となりますので、添付の省略はできません。	
	⑥	実績報告書の提出は必要か？	支援金の給付であるため、実績報告書の提出は不要です。 ただし、虚偽の申請があった場合は支援金の返還が必要となります。	・要綱第8条
5 交付決定等				
	①	支援金が振り込まれる金融機関の口座は申請者名義以外のものでもよいか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみ名義は可）する必要があり、これが異なる場合はお支払いができません。ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途「委任状」が必要となります。（委任状の様式は福島県障がい福祉課のホームページからダウンロードしてください。）	
	②	交付決定の方法、振込時期はいつ頃か。	申請書類を受付後、申請内容の審査の結果、適正と認められた場合は交付決定を行い、交付決定額を運営法人へ通知するとともに、指定口座に支援金をお振り込みいたします。 支援金の振り込みについては、申請書類の審査完了から振り込みまで約1～2ヶ月程度を想定しております。また、申請時期及び申請件数の状況にもよりますが、審査終了後、令和6年2月下旬から令和6年5月頃までの間のお振り込みを予定しています。 なお、申請書類に不備や漏れがあり補正を行った場合は、補正完了後のお振り込みとなりますので、振込時期が遅れる場合もあります。	・要綱第5条